

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在のB会社でプラスチック形成工として就労していたが、平成〇年〇月〇日に自動車で出勤途中の交差点を直進していたところ、右折車に運転席横に衝突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故後、C病院に受診し、「頸椎・腰椎捻挫、頭部打撲、左坐骨神経障害、左股関節障害」（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、障害給付の請求をしたところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級の12に該当するとして、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日からD病院に受診し、「左股関節痛、腰椎椎間板症、末梢神経障害」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人は、本件傷病は原傷病が再発したとして、療養給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は原傷病が再発したものであるとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 本件事故による原傷病は平成○年○月○日に治ゆしたが、請求人は、平成○年○月○日からD病院に受診して、本件傷病について加療を受け、同傷病は原傷病が再発したものであるとして療養給付の請求に及んだものである。

労災保険制度においては、通勤(業務)上の傷病が療養の結果、いったん治ゆした後に再発した場合、保険給付の対象となる要件は、決定書理由第2の1に説示されたとおりであり、当審査会としても、同要件は妥当であると判断する。

(2) 上記の要件により本件について検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、平成○年○月○日から両股関節や臀部痛等を訴えてD病院に受診しているが、E医師は、平成○年○月○日付け診断書○において、「これらの病態が平成○年○月○日に発生した事故に起因するか否かの判断はできない。」と意見しており、同医師の意見や治ゆ時の状態等を勘案すると、当審査会は請求人が訴える本件傷病は、既に支給済みの障害給付(障害等級第12級の12)に含まれる範囲のものであって、また、治ゆ認定時に比して明らかに悪化したものであるとも認めることはできないことから、再発の要件は満たしていないものと判断する。

イ 請求人は、一部負傷のみを認めた後遺障害決定に納得できないと主張するが、

本件は、監督署長が本件傷病は原傷病の再発とは認められないとした処分について審査しているのであって、既に確定している障害等級を審査の対象とすることはできない。また、請求人は事故時の医療機関作成のカルテや画像が改ざんされていると主張し、左股関節痛についての鑑定も求めているが、医証に関する主張には医学的な根拠がないため採用できず、したがって鑑定の必要も認められない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。